

「障がいを知り、ともに生きる社会」を地方から創る

鳥取県知事 平井伸治

本年4月、ようやく障害者差別解消法が施行された。10年前国際連合で障害者権利条約が採択されて以来、我が国の歩みを支えてきたのは、私たち地方の現場であったと言っても過言であるまい。この度の法律に盛り込まれた障がい者への「合理的配慮」という言葉は、19世紀アメリカに遡るといえる。しかし言葉だけでは何も変わらない。現実の行動のみが、理念に命を吹き込む。

私は、聴覚障がい者の皆様のご意見に基づき、初当選後に制定した鳥取県将来ビジョンで、手話を言語文化と位置づけ、更に「障がいを知り、ともに生きる」を理念として、障害者差別解消法に先行して「あいサポート運動」を平成21年に開始した。これは「私（I）がサポートする」に「愛をもってサポートする」という思いを重ね合わせたもので、今では全国で30万人が運動の担い手たる「あいサポーター」となって下さっている。元々は通り一遍の研修会を企画した県担当部局に、条約の理念に基づく運動を起こして意識改革、行動改革に繋げていくべきだと、指示をしたことから始まったものである。

平成25年10月8日、全国で初めて手話を言語として認める「鳥取県手話言語条例」が成立した。当日は、鳥取県議会の傍聴席に全国各地から集まった聴覚障がい者の方々が、条例成立と大書したタオルを作って頭上に高く掲げ、満面の笑顔と「拍手」の手話で声なき喝采を挙げ、新たな歴史の始まりを祝った。

条例を制定するだけでは意味がない。条例の理念を具現化するための施策が必要であり、補正予算を条例案と同時に提案し成立させた。これまで、鳥取県では、タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービス事業や電話リレーサービスを導入し、音声文字変換システムの設置、地域や職場での手話講座の推進、学校で全生徒が手話を学ぶための教材づくりや手話関連図書全校配置など、手話を使って暮らすことができる地域づくりを飛躍的に加速させてきた。電話リレーサービスがご高齢の難聴者の方にも広がるなど、様々な困難を抱えた方々にも施策効果が広がり始めている。平成26年からは毎秋全国高校生手話パフォーマンス甲子園を鳥取県で開催し、昨年は佳子内親王殿下が手話でご挨拶されたことが全国で報道され、高校生が手話に親しむ大会として年々参加チームも増えてきた。

最近では手話言語条例を制定する地方自治体が相次ぎ、都道府県でも同様の条例は8県に上っている。全日本ろうあ連盟や日本財団等と連携して、全国に手話をもっと広めることを目的とし、志をともにする33人の知事により「手話を広める知事の会」が7月21日に結成され、早速手話言語フォーラムを参議院議員会館で開催した。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障がいを知り、ともに生きる社会を建設していくことが、我が国の未来に遺す真のレガシーとなろう。障がい者の芸術文化活動を振興するため、13都県の知事により本年3月30日に「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」を旗揚げした。現在ではこの連盟に加盟する知事は30人を超えている。芸術文化に障がいのある・なしは関係ない。障がい者の芸術文化に十分な光が当たっていない現実を打破する運動を展開していく、というのが私たちのチャレンジだ。知事連盟のキックオフイベントとして、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」を、10月30日に鳥取で開催することとなった。

障がいを知り、ともに生きる社会へ。

時代はリオデジャネイロの次へと動き始めた。オリンピック・パラリンピックで世界が日本に注目する季節を目指して、東京とともに、地方こそ、新たな社会づくりの基軸とならなければならない。